

GLOBAL ACCOUNTING

Chapter 3

会計基準の国際的収斂への動向

本章の目的

- 国際会計基準委員会(IASC) に代わって設立された国際会計基準審議会(IASB)が進める会計基準の国際的収斂に関連して、以下の点を理解する。
 - IASBの組織と活動の特徴
 - IASBが進める会計基準の国際的収斂と、ヨーロッパ連合諸国、オーストラリア・ニュージーランド、カナダ、アメリカ、および日本といった会計先進諸国の対応
- 日本以外の会計先進諸国の対応を理解することで、日本の対応の特徴が明らかになる。

SEC.1 IASBの設立

- IASCは、コア・スタンダードの完成が現実のものになってきた頃から、その後のIASCの戦略および構造がどうあるべきかについて検討

短期的な目標

- 各国の会計基準と IAS が高品質(high quality)の解決策に向けて (convergence)すること

長期的な目標

- 多様な国々が異なった進度でグローバルに (unification)すること

- IASCの2つの改革
 1. 効果的な 改革
 2. 会計基準の設定に関する (due-process)改革
- 2001年 IASC財団 (2010年以降、国際財務報告基準(IFRS)財団) の設立による (IASB)の設立

IFRS財団の組織構造（2021年以降）



- ・モニタリング・ボード(Monitoring Board) :

- ・ 評議委員会(Trustees)の委員を選任
- ・ 欧州委員会(European Commission)、証券監督者国際機構(IOSCO)の新興市場委員会、IOSCO専門委員会委員長、日本の金融庁、アメリカ証券取引委員会(SEC)、オブザーバーとして、バーゼル銀行監督委員会の各委員長から構成

- ・ 評議委員会

- ・ IFRS財団の資金調達・運用
- ・ IASBおよび国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)のメンバーを任命

- ・ IASB : IFRS会計基準(これをIFRSと呼ぶ)等の設定
- ・ ISSB : IFRSサステナビリティ開示基準等の設定

IFRS財団の目的

- 公共の利益のために、明確に記述された
（ ）に基づいて、高品質の、理解可能で、かつ強制力のある世界的に受け入れられる
（ ） (IFRS Standards) を設定する。
- IFRS Standards (基準)
 - IASB : IFRS会計基準
 - ISSB : IFRSサステナビリティ開示基準
 - （ ） および世界の資本市場でのその他の参加者が、（ ） を行うのに役立つ、財務諸表およびサステナブルな開示における高品質で透明性のある比較可能な情報を提供する。

SEC.2 会計基準の国際的統一の方法

• 会計基準の国際的調和の方法

1. 会計基準の発展過程において、() **の変容**を考慮して、時間をかけて無理のない会計基準の調和を実現する方法
2. 公的な団体が、()を設定して、それを各国が受け入れることによって、会計基準のさまざまな相違を縮小する方法

• 現在、各国が実際にとっている方法

<u>()</u> (adoption)	<u>()</u> (endorsement)	<u>()</u> (convergence)	<u>()</u> (con-dorsement)
• IFRSsをそのまま自国の会計基準として認める方法	• 公表されたIFRSsについて自国で検討してから承認を行う方法 • 適用できないものについては、修正する方法	• IFRSsの内容に一致するように自国の会計基準を改訂する方法	• 収斂と承認の両方を合わせた方法

SEC.3 会計基準の国際的収斂への主要国の対応

(1) ヨーロッパ連合(EU)

- EUの前身である（ ）（EC）では、1978年にEC会社法第4号指令「年次計算書類」、1983年にEC会社法第7号指令「連結計算書類」を公表して、EC諸国に（ ）＝**会計基準の（ ）**
- しかし、依然として、財務報告の比較は困難
- 理由
 1. EC会社法指令は、加盟国に**数多くの（ ）**を容認していた。
 2. EC会社法指令は、**個別の（ ）**に関する規定を行っていなかった。

- 1995年 EUへと拡大（15カ国）
- EUにおける（ ）（GAAP）についての検討
- 3つの選択肢

1. EU独自の（ ）を設定

2. （当時の）IASCの設定する（ ）を選択

3. （ ）（US GAAP）を選択

- 理由

1. EU独自の会計基準を設定することは、これまでの経緯および時間的にも困難である。
2. IASは、国際社会のニーズを満たす（ ）かつ（ ）に確固たる財務報告基準を提供する。
3. IASは、アメリカの会計基準よりも、（ ）から設定されている。

EUにおけるIFRSの承認

2002

- 2005年1月1日以降に始まる会計期間から、
- EU加盟国の法律によって事業活動を行っている企業に対して、
- それらの企業の（ ）を（ ）(IFRS) に従って作成しなければならないことを規定（一部例外あり）

- EUにおけるIFRSs受け入れの特徴
 - EUでは、EU諸国の代表者から構成される（ ）（ARC）を設立
 - ARCは、IFRSsが公表されたならば、一旦それがEUの環境に適しているか否かを確認した上で、EU域内で適用する会計基準として承認する。
- = （ ）（endorsement mechanism）

(2) オーストラリア・ニュージーランド

- 1983年 2国間での（ ）協定（世界貿易機構(WTO)における自由貿易協定(FTA)のモデル)
- オーストラリア
- 1997年 会社法経済改革計画(CLERP)の一環として会計改革を表明

1. オーストラリアの会計基準の品質を維持して、独自にオーストラリア会計基準を設定する。
2. アメリカのGAAP(US GAAP) またはIASを（ ）する。
3. オーストラリアの会計基準をIASに（ ）する。

2002

- 2005年1月1日以降に始まる会計期間より、
- オーストラリアの会計基準としてIFRSsを（ ）することを表明

IFRSsをオーストラリアの法令または制度を考慮して必要な（ ）を施した「IFRSsと（ ）オーストラリアの会計基準」

・ニュージーランド

・会計基準検討審議会(ASRB)

2005

- 2007年1月1日以降に始まる会計期間より
- **IFRSsを（ ）**することを表明
- （2005年から早期適用を容認）

- 現在 ニュージーランドで、すべての営利企業に対して適用されている会計基準

IFRSsに準拠した内容で公表された
「**IFRSsと（ ）ニュージーランドの会計基準**」

(3) カナダ

1988

- カナダとアメリカ：() (FTA)の締結（翌年発効）
- 1992：メキシコを含めた() (NAFTA)（1994発効）

1991

- カナダ証券管理局(CSA)とアメリカの証券取引委員会(SEC)：
() (MJDS)の締結

2003

- () (AcSB)（会計基準の設定主体）
- 「AcSBの計画」を公表
 - カナダの会計基準をアメリカの会計基準 (US GAAP)と調和すること
 - カナダの会計基準を世界的に認められた一組の高品質な国際的会計基準へ収斂すること

2006

- () (AcSB)「カナダにおける会計基準：新たな方向性」を公表

2006

- () を有する企業(publicly accountable entities)に対して、2011年1月1日以降に始まる会計期間より、IFRSsを現在のカナダの会計基準に代えて()することを提案

現在、IFRSをAcSBが()した上で、カナダの国内会計基準として受入れ

(4) アメリカ

・ 2001年 IASB設立

2002

- ・ 財務会計基準審議会(FASB)とIASB
- ・ 高品質で、互換性のある会計基準を共同で設定するための () (Memorandum of Understanding, MOU)
- ・ = 「 () 」 (Norwalk Agreement) の締結

・ IFRSへの () プロジェクト

1. IASBとの共同プロジェクト = 新たな基準の設定プロジェクト
2. 短期統合プロジェクト = US基準とIFRSの相違の解消プロジェクト
3. FASBの本部にIASBリエゾン・メンバーを滞在させること = 情報交換の活発化
4. FASBによるIASBのプロジェクトの監視 = 基準設定に関する検討の水準を監視
5. 収斂に関する研究プロジェクト = 基礎概念と基準との矛盾解消
6. FASBのすべての議題の決定に関連して、IASBおよび諸外国との協力体制の

アメリカ証券取引委員会(SEC)の対応

2007

- 7月 外国登録会社に対して、アメリカのGAAPへの
() 表なしに、() (IFRS)で
作成された財務諸表の使用を認めることを提案（2007年11月
16日以降に終了する会計年度から適用）
- 8月 アメリカの国内上場企業に対して、
• IFRSの採用を認めるコンセプト・リリースを公表し、アメリカ
におけるIFRS採用に向けてのロードマップを公表

ロード
マップ

- 2014年よりアメリカの上場企業に対してIFRSの採用を規定
するためのいくつかのマイルストーン（重要事項）の設定
- 特定の企業に関しては、**2009年12月15日**以後終了する事
業年度からIFRSを使用する選択権付与の検討

2011

- SECスタッフ・ペーパー(Staff Paper)
- FASBが5～7年をかけて、アメリカの会計基準にIFRSsを段階的
に組み込む() (con-
dorsement approach)の採用を表明

アメリカにおけるIFRSs導入に向けての大きな方向転換であり、
日本のIFRSs導入へも多大な影響を及ぼす

SEC.4 会計基準の国際的収斂への日本の対応

(1) 会計ビッグ・バンと国際標準の会計基準設定

- 1973年 IASCの設立以来、（ ）
(JICPA)がIASCのメンバー
- 日本の会計基準の設定主体は、政府・大蔵省（現在、財務省）の内部機関である（ ）であり、JICPAではないことから、IASに準拠して財務諸表を作成する企業は皆無（英文アニュアル・リポートを除く）
- 1996年 （ ）（金融システム改革）
 - （ ）（市場原理に基づく自由な市場）
 - （ ）（透明で公正な市場）
 - （ ）（国際的で先端的な市場）

1997年 ()

- 当時の会計基準の設定主体であった企業会計審議会が中心
- 目的
 1. () の高い ()
(disclosure)
 2. () の会計基準(de-facto standards)への ()
 3. 国際的に () な財務諸表の確保
- 企業会計の () 転換(paradigm shift)
 - 個別決算から () 重視
 - 金融資産への () の導入
 - (連結) () の制度化

(2) 企業会計基準委員会の設置とIFRS同等性評価

- ・ 2001年 IASBの設立に伴い、民間団体による会計基準の設定主体の設立が要請

- ・ = () (FASF)、その内部機関としての () (ASBJ)の設置

- ・ () (FASF) : 日本における会計・ディスクロージャーの諸制度の健全な発展と資本市場の健全性の確保に寄与することを目的

- ・ () (ASBJ) : 会計基準の設定主体

1. 国内の会計基準の設定および整備
2. 会計基準の国際的収斂への対応

ジャパン・バッシング

2004

- IASBのトゥイーディー議長（当時）
- 日本は世界で最も（ ）な財務報告制度をもつ国の1つであり、
- 日本の企業が他の国において上場することは困難と述べて、
- 会計基準の国際的収斂への日本の対応に対して苦言

2005

- EUのヨーロッパ証券規制当局委員会(CESR)が公表した「（ ）」(Technical Advice)
- アメリカ、カナダおよび日本の会計基準とIFRSsとの（ ）について評価
- CESRは、日本とIFRSsの内容について、おおよそ同等であると評価する一方、
- 日本の会計基準に関連して、26項目の（ ）開示あるいは（ ）の開示を要求

(3) 東京合意と国際的収斂の加速と停滞

・ASBJの方針転換

2007

- 8月 ASBJとIASBとの間で ()

2008年
まで

- 日本の会計基準とIASBのIFRSsとの主要な差異を解消し、

2011年6
月末まで

- 残りの差異も除去して収斂を達成することを表明

- 12月 プロジェクト計画表を公表（2008年に一部改訂）

2008

- 12月 EC委員会から () 評価を受ける

2009

- 企業会計審議会「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」を公表

IFRSs適用に向けた早期検討の必要性を主張

- 金融庁は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第93条を公表

特定会社（現在） 1)
に対して、2010年3月期決算から
（ ） 2)に従って
（ ） を作成することを容認

1) **指定国際会計基準特定会社**とは、一定の要件を満たした国際的な財務活動又は事業活動を行う会社をいう。

2) **指定国際会計基準**とは、金融庁長官が定めるものである。

2011

•5月 アメリカのSECがスタッフ・ペーパーを
公表



日本のIFRSs導入に向けた動きに変化

- 日本の自見庄三郎**金融担当大臣**（当時）
- 「IFRS 適用に関する検討について」において、
 - 少なくとも2015年3月期におけるIFRSsの**強制適用は考えていないこと**、
 - 仮に強制適用する場合であってもその決定から5～7年程度の**十分な準備期間**を設けることを表明

→**アメリカの動きと軌を一にする。**

- IFRSに従って財務報告を行う企業は、なかなか増加しない

⇐**日本の方向性が不明確**

(4) 修正国際基準(JMIS)の公表と「承認」方法の採用

2014

- 7月 ASBJは、公開草案『()』(JMIS)を公表
- 日本が会計基準の国際的収斂に関して、**採用**ではなく、()方法を採用することを表明
- 必要に応じてIFRSを「()」
- 具体的な提案
 - 「()」
 - 「()」

2015

- 6月 『()』 (JMIS)を公表

日本の上場企業が財務報告を行う場合に適用可能な会計基準

1. 日本の（ ）(ASBJ)が設定した会計基準等
2. （ ）の会計基準(US GAAP)（アメリカで資金調達をする企業）
3. ピュア（ ）(**IFRS**)（完全版IFRS）
4. 『（ ）』（JMIS）

財務諸表の比較可能性の達成を、一層困難にする。

修正国際基準(JMIS)

- のれんの減損
 - のれんの償却と減損
 - 耐用期間を確定できない「その他の無形資産」の償却
- その他の包括利益(OCI)
 - その他有価証券評価差額金、数理計算上の差異、繰延ヘッジ損益等、OCIで認識されているすべての項目のリサイクリング

日本の上場企業が財務報告を行う場合に適用可能な会計基準

1.	日本のASBJが設定する企業会計基準	その他上場企業
2.	アメリカの会計基準(US GAAP)（アメリカで資金調達をする企業）	6社
3.	IFRS	286社（内8社*）
4.	JMIS	0社

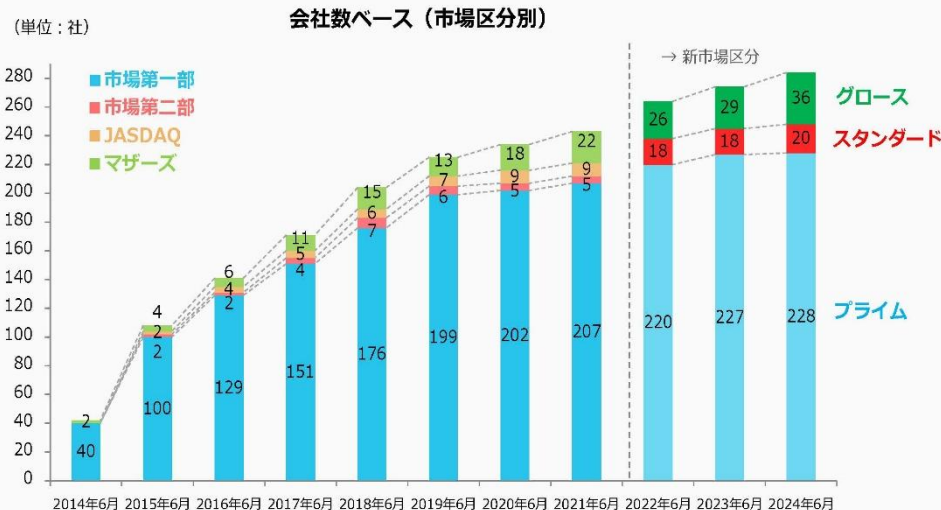
*) IFRS適用の決定企業

(2025年2月現在)

Ⅲ－３．IFRS適用会社数の推移 <<市場区分別>>



✓ 「① IFRS適用済会社」、「② IFRS適用決定会社」、「③ IFRS適用予定会社」の合計値を市場区分ごとにみると、グロース市場でもIFRS任意適用の広がりがみられる



© 2024 Japan Exchange Group, Inc., and/or its affiliates

- 2009年 金融庁：特定会社に対して、2010年3月期決算から指定国際会計基準に従って連結財務諸表を作成することを容認
- 2025年2月現在
- 上場企業数（プライム1,637社(1)、スタンダード1,581社(2)、グロース610社(3)、Tokyo Pro Market 136社(0)合計）3,964社（カッコ内は外国企業）
- IFRS適用企業数：278社
- 採用予定企業8社（合計で286社）
- 時価総額では、48.9%(2024年6月データ)
- 日本におけるIFRSの採用企業は、依然として少ないが、相対的に大規模企業が採用している。

付録 日本の企業がIFRSを任意適用する理由

図表 X2 IFRSの任意適用前後におけるIFRS適用の便益*1)

項目	項目	適用前*2)		適用後*2)	
		数	%	数	%
①	経営管理への寄与	29	44.6%	27	45.0%
②	比較可能性の向上	15	23.1%	12	20.0%
③	海外投資家への説明の容易さ	6	9.2%	7	11.7%
④	業績の適切な反映	6	9.2%	9	15.0%
⑤	資金調達の円滑化	5	7.7%	2	3.3%
⑥	その他	4	6.2%	3	5.0%
		65	100%	60	100%

注 *1)

当該調査は、2015年2月28日までにIFRSを任意適用した40社および任意適用を予定している29社の合計69社を対象としたものである。

IFRSの任意適用を決定した理由又は移行前に想定していた主な便益として1位に順位付けした項目別の回答数

*2)

IFRSの任意適用前後では、60社中54社が同じ便益を回答した。

【出典】 金融庁, 2015「IFRS適用レポート」金融庁。

図表5-a IFRSsへの変更に伴う財務情報の変化

(株)資生堂

(単位：百万円)

連結財務諸表	年度	202112			
	項目	JPN	IFRSs	差額	
財政状態計算書	流動資産	521,533	512,922	-8,611	-
	非流動資産	657,827	788,056	130,229	+
	資産合計	1,179,360	1,300,978	121,618	+
	流動負債	384,031	413,561	29,530	+
	非流動負債	227,896	325,237	97,341	+
	負債合計	611,927	738,798	126,871	+
	資本合計	567,433	562,179	-5,254	-
	負債・資本合計	1,179,360	1,300,978	121,618	+
包括利益計算書	売上高	1,035,165	1,009,966	-25,199	-
	営業利益	41,586	100,571	58,985	+
	税金等調整前当期利益	73,256	99,111	25,855	+
	当期純利益	44,912	49,450	4,538	+
	包括利益	81,222	90,198	8,976	+

キャッシュ・フロー計算書に対する調整

オペレーティングリースの支払額を、営業活動によるキャッシュ・フローから財務活動によるキャッシュ・フローに変更

図表5-b IFRSsへの変更に伴う分析指標の変化

(株)資生堂

(単位：％)

分析比率	年度	202112			
	項目	JPN	IFRSs	差額	
総合指標	総資本利益率	3.81	3.80	-0.01	-
安全性	流動比率	135.80	124.03	-11.78	-
	固定比率	115.93	140.18	24.25	+
	固定長期適合比率	82.71	88.80	6.09	+
	自己資本比率	48.11	43.21	-4.90	-
収益性	売上高税金等調整前利益率	7.08	9.81	2.74	+
	売上高当期利益率	4.34	4.90	0.56	+

SEC.5 会計基準の国際的収斂の現状

図表 3-4 上場国内企業に対するIFRSの適用状況

(2024年12月現在)

- 現状
 - 世界168か国中160か国(95.2%)において、IFRSの適用が強制または容認されている。
 - IFRSの適用が容認されていない8か国においても、IFRSへの対応が行われている。

地域	調査対象国	IFRSをすべてのあるいはほとんどすべての国内公開企業に対して強制している国		IFRSを少なくとも一部の国内公開企業に対して容認または強制している国		IFRSを容認または強制している国合計		IFRSをいまだ国内公開企業に対して強制あるいは容認していない国 ^{*1)}	
		数	%	数	%	数	%	数	%
Europe	44	43	97.7%	1	2.3%	44	100.0%	0	0.0%
Africa	39	37	94.9%	1	2.6%	38	97.4%	1	2.6%
Middle East	13	12	92.3%	1	7.7%	13	100.0%	0	0.0%
Asia-Oceania	35	28	80.0%	2	5.7%	30	85.7%	5	14.3%
Americas	37	26	70.3%	9	24.3%	35	94.6%	2	5.4%
Totals	168	146	86.9%	14	8.3%	160	95.2%	8	4.8%

*1) Africa: Egypt

Asia-Oceania: China, India, Indonesia), Macao SAR, Vietnam

Americas: Bolivia, United States

(資料) IFRSのホームページ(<https://www.ifrs.org/>) (2024年12月23日最終アクセス)